

～就学援助費(新入学用品費)の入学前支給のご案内～

山梨市では、ご家庭の事情で就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、補助(要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金)を行っています。

新入学予定児童のいるご家庭においても、申請により認定されると就学援助費のうち「新入学用品費」を入学前に支給します。

◎援助の内容 新入学用品費等 64,300 円

◎申請期限 令和8年12月4日(金)まで

今回申請できなかった場合、入学後改めて申請することもできます。

◎提出先 山梨市教育委員会 学校教育課(市役所西館3階)

◎対象者(①と②両方の条件を満たす方)

①山梨市内に住所(申請時)があり、山梨市立の小学校および義務教育学校に就学予定児童の保護者

②次のいずれかに該当する方。(住民票にかかわらず、児童又は生徒と同居している方全員が同じ要件に該当していること。)

- 1 市町村民税の非課税または減免となった方
- 2 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免となった方
- 3 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免となった方
- 4 国民年金保険料が免除となった方
- 5 国民健康保険の保険料の減免又は徴収の猶予を受けている方
- 6 児童扶養手当法第4条に基づく手当の支給を受けている方
- 7 生活福祉資金貸付事業による貸付けを受けている方
- 8 その他著しく就学困難と認められる方

※8の場合、次の金額を下回ることが認定の目安になります。

＜収入の目安＞

(総収入・所得は同居の方全員の年間収入の合計です)

同居の人員		総収入額	総所得額
2人	母・子	207万円	128万円
3人	父・母・子	274万円	175万円
3人	母・子・子等	258万円	162万円
4人	父・母・子・子等	325万円	210万円
4人	母・子・子等・子等	356万円	232万円

◎提出書類

①山梨市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費申請書

- ②「世帯の状況」の項目により証明書類の添付が必要な場合があります。
なお、複数の要件に該当する場合、証明書類はいずれか1つあれば結構です。

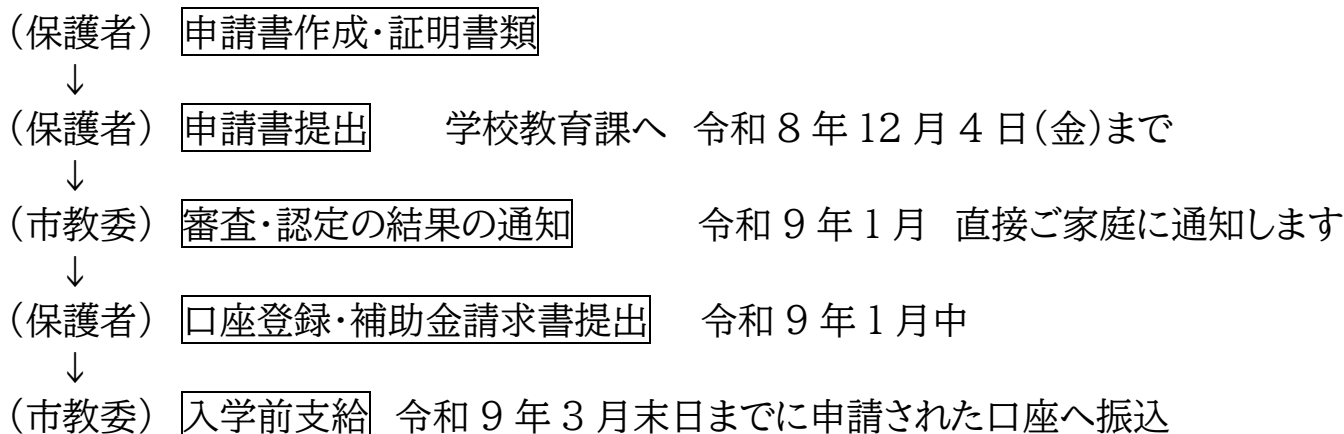
◎審査・認定について

書類内容を審査し、認定の可否について通知します。(必要に応じて所得状況を調べさせていただきますことがあります。)

◎その他

- ・小学校入学後の認定について
今回(就学予定者)の申請・認定は、R9年度に受け取る就学援助費のうち、「新入学用品費」を前倒し支給するものです。
入学後も就学援助を受ける場合は、改めて申請・認定が必要となります。
4～5月頃に学校から申請のご案内をします。(市HPにも掲載予定です)
- ・入学前申請ができなかった場合
入学後に申請が可能です。4～5月頃に学校から申請のご案内をします。
(市HPにも掲載予定です)
年度当初の申請・認定であれば、新入学用品費等を第1期(9月予定)に支給します。

◎申請の流れ



◎問合せ先

山梨市教育委員会 学校教育課 学校教育担当 辻(TEL 22-1111 内 2320)